

農業のうごき



手入れされていない果樹を伐採する様子（緑区佐野川）



地域ぐるみで有害鳥獣対策を行っています

緑区佐野川地区では、地域住民が主体となり、市の職員及びかながわ鳥獣被害対策支援センターの職員と連携しながら、年に数回、地域ぐるみで有害鳥獣対策を行っています。

今回は、10人程度が参加し、鳥獣のすみかにならないように、雑木化してしまったサクランボの木を伐採しながら、枝はその場でチップ化して処理し、周辺に生い茂った雑草の草刈りをするともに、枯れてしまったキウイを果樹棚から撤去する作業を行いました。

今後も、市内各地で地域住民が主体的にこのような取組を進められるよう、市や県が連携し、環境づくりをしていくとともに、農業委員会としても、野生動物被害対策における周知をするなど、鳥獣被害を少しでも減少させることができるよう、取り組んでいきます。

農地貸借の方法が令和7年4月から変わります

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）により、農地貸借の方法が①農地中間管理事業による貸借と②農地法による貸借に限定されます。
※生産緑地については引き続き、都市農地貸借円滑化法による貸借が可能です。



◎農地中間管理事業とは

市街化区域以外の農地を対象に、県知事の指定を受けた農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業会議）が農地を借り受け、経営規模拡大や新規参入される方に貸し出すことにより、農地利用の集積・集約化を進める事業です。相談先はこれまでどおり下記へご連絡ください。

農地貸借 の相談は、

- | | | |
|---------|--------------------------------------|------------------------------------|
| ○旧相模原市域 | 相模原市農業委員会事務局
相模原市農協 営農センター | 電話 042-769-8292
電話 042-762-4336 |
| ○津久井地域 | 相模原市農業委員会事務局津久井事務所
神奈川つくい農協 営農経済課 | 電話 042-780-1406
電話 042-784-9905 |

農業委員会委員視察を行いました

令和7年2月12日実施

- ・かながわ鳥獣被害対策支援センター（平塚市）
- ・はだの都市農業支援センター（秦野市）



鳥獣被害対策や学校給食事業について、今後の活動の参考とするため、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」及び「はだの都市農業支援センター」の職員に講義をいただきました。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」では、鳥獣被害対策において環境整備・防護対策・加害個体の捕獲の3本柱をバランス良く継続することが大事であること、「はだの都市農業支援センター」では、秦野市における有害鳥獣対策としてドローンを活用した重点対策事業が効果を上げていること、学校給食への地場農産物の提供では、行政と農協で役割分担し連携しながら取り組んでいることを学びました。今後の農業委員会としての活動にも活かしてまいります。

野生動物被害対策

- 1.人里のエサをなくす
- 2.かくれ場をなくす
- 3.加害個体を捕獲する

市内農地の賃借料情報

昨年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりです。

これは、農地の賃貸借契約をする際の目安となるよう、実際に締結された賃貸借契約の契約を基に作成したものです。この金額は目安ですので、実際に契約を締結しようとする際は、契約当事者間で十分に話し合ってください。

(賃借料：円/年/10アール)

畑(普通畑)	地 域	平均額	最高額	最低額	データ数
	相模原市全域	8,200	13,300	2,700	80

※田(水稲)については、データが公表すべき基準(5件)に満たないため公表なし。

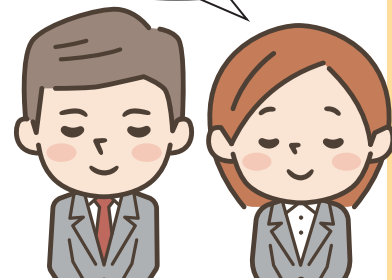
令和6年度農政活動協力金について 募金総額261,000円

【協力件数435件×募金額600円】

令和6年9月から令和7年2月にかけてご協力いただいた「神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金について、集計結果を報告します。

この募金は、県内の農業振興と農業者の経営向上のための農政活動等の資金として活用されます。

皆様のご協力
ありがとうございました



市制施行70周年記念『第60回相模原市農業まつり』 「農畜産物共進会受賞者」について

市内農作物を品評する「農畜産物共進会」で「生産物 津久井在来大豆の部」が開催され、菱山 喜草さんが優秀賞を受賞されました。

お問い合わせ先 農政課 042-769-8239

令和7年度 相模原市農業委員会総会開催予定

	日 程		日 程
第1回	令和7年 4月 1日(火)	第8回	令和7年 10月 31日(金)
第2回	令和7年 4月 30日(水)	第9回	令和7年 11月 28日(金)
第3回	令和7年 5月 30日(金)	第10回	令和7年 12月 25日(木)
第4回	令和7年 6月 30日(月)	第11回	令和8年 1月 30日(金)
第5回	令和7年 7月 31日(木)	第12回	令和8年 2月 27日(金)
第6回	令和7年 8月 29日(金)	第13回	令和8年 3月 27日(金)
第7回	令和7年 9月 30日(火)		

※総会は第1回を除き、原則午後1時30分から開催します。※日程等は変更になる場合がありますので、農業委員会事務局にご確認ください。

令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答

昨年10月に提出した農地利用の最適化の推進に関する意見(農業のうごき第59号に掲載)に対し、市から回答がありました。

※回答の詳細については、市ホームページに掲載しています。

1 都市農業の推進について

- (1) 地場農産物等のブランド化については実験圃場整備事業補助金による新規技術の導入支援や加工品開発事業等委託などに取り組んでいる。小学校において地域の農家の見学等を通して農業の苦労や工夫を学ぶ機会を設けている。市民朝市の開催や各種イベントへの参加により販路拡大に取り組んでいく。
- (2) 農産物の盗難被害対策について、農業委員会及び農協と連携しながら盗難対策の注意喚起看板の設置等について対応していく。
- (3) 農業生産コストへの対策として国や県の様々な施策の情報収集に努め、市が活用できる農業者の支援に迅速に対応していく。また、物価高騰に係る支援として、市としても継続的な支援の実施を検討していく。
- (4) 総合的な相談体制の充実について、農業委員会や農協と連携し各農業者の状況に応じて寄り添った対応をしていく。市ホームページの見直しやリーフレットの作成など、わかりやすい情報発信に取り組む。

2 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 遊休農地のうち耕作放棄地対策については、市耕作放棄地対策協議会を通じた耕作放棄地の再生などを行っており、3月までに策定する地域計画において、荒廃農地の発生防止及び解消に取り組む。農業を継続できない方へのサポートについては、関係機関と協力しながら、個々の事例に応じた対応に努めていく。
- (2) 鳥獣被害への対策について、農作物鳥獣害防護柵への設置補助事業は市内全域を対象とし、電気柵等の設置指導や予算確保に努めていく。小型鳥獣の処分については引き続き関係機関へ要望していく。また、ICT付き大型捕獲檻の導入やドローンの活用などについて取り組んでいる。

3 担い手への集積・集約化について

- (1) 相模原農業振興地域整備計画に基づき、関係機関と連携し、基盤整備など必要な対応を検討していく。
- (2) 市内河川及び地下水の有機フッ素化合物(PFAS)については暫定指針値を超過した地点の状況を年1回確認しており、調査結果については随時市ホームページで情報提供していく。
- (3) 地域計画の策定後については、引き続き農業関係者等と役割分担を明確にし、連携しながら協議を行い計画を随時更新していく。また、農業者に必要な情報についても随時周知していく。

4 新規参入の促進について

- (1) 新規参入者の促進について、農協と連携した農地のあっせんやかながわ農業アカデミーと連携した就農相談、市内農業者の研修生の受入実績の情報共有などに取り組んでいく。
- (2) 新規参入希望者に対しては、関係機関と連携しながら、新規就農者育成総合対策を始めとした補助制度等について、必要な情報提供を行っていく。
- (3) 新規就農後の補助制度等について、関係機関と連携しわかりやすい情報発信に努める。50歳以上の新規就農者や農業後継者への支援については、対象年齢の引き上げや親元就農5年以内の継承要件の見直しなど、活用しやすい制度設計とするよう県に対し、国へ働きかけるよう要望している。

農業委員会では、毎年、県や市へ、農業に関する意見、要望を提出しておりますので、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へ皆様のご意見をお寄せください。